

薩摩國造

纏向日代朝代薩麻隼人等鎮之仁

德朝代日佐改為直

伊吉嶋造

天理図書館本

磐余玉穗朝代石井者從新羅海邊
人天津水凝後上毛布直造

津嶋懸直

檀原朝高魂尊五世孫建弥己命
改為直

薩摩國造

纏向日代朝代薩摩隼人等鎮之仁德朝代

日佐改為直

伊吉嶋造

寛永版本

磐余玉穗朝代石井者從新羅海邊人天津

水凝後上毛布直造

代を伐に改定

津嶋懸直

者從の語順を改変

檀原朝高魂尊五世孫建弥己命改為直

葛津立國造

志賀高穴穗朝御世紀直同祖大名弟彦命

兒若彦命定賜國造

多櫛嶋

天長三年傳多櫛嶋、隼大隅四郡之内能滿合、駒護益、牧

續日本紀天長五年多櫛嶋

今對馬但上郡 縣下縣二津郡 今對馬但上郡 縣下縣二津郡 又此前用津郡

記十

先代旧事本紀について

読み下し文中の青字は要検討部分、太字・レイアウト等は全て藤田隆一によるもの。

『先代旧事本紀』について

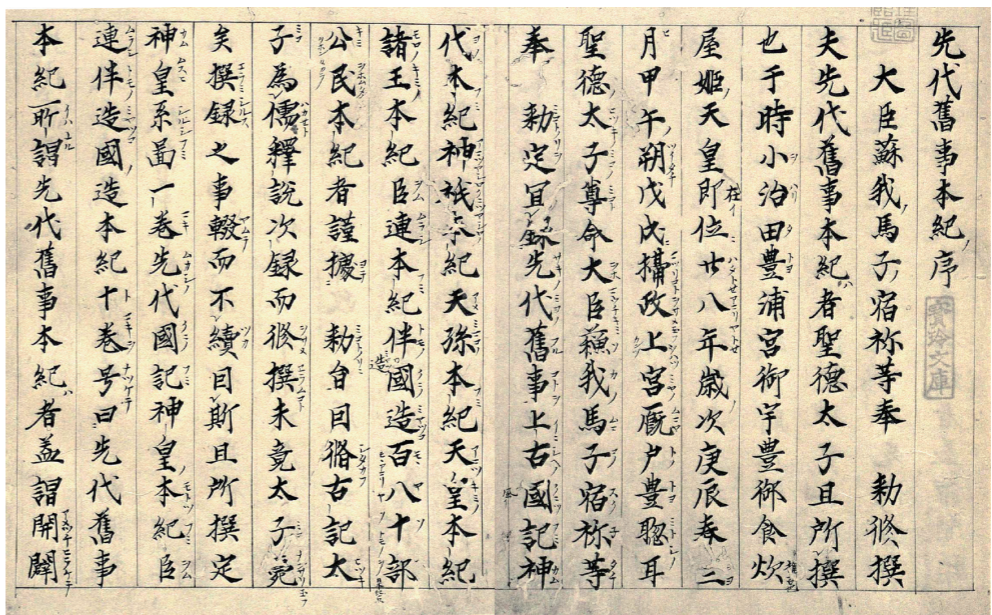
『先代旧事本紀』は、物部氏を中心とした神話・伝承・系譜・歴史・氏族を記述する文書。略して『旧事紀』とも称される。「現在我々が見ている文書の姿」が形成されたのは十世紀頃と見られる(巻一の末尾に「延喜式に云く」、巻十に「弘仁十年」の年号が見られる、などによる)が、その編纂者は不明。ただ、その際に古く(つまり聖徳太子の頃)からある「原史料」を元に編集された可能性は排除できない。記紀でも及ばない「古い痕跡」を、その記述の中に残すからである。

今回の読み下しでは「天理図書館本」を底本とし、「寛永二十一年の版本」を校勘の参考とした。

『先代旧事本紀』巻別の主な内容

- 第一巻 神代本紀、陰陽本紀、天地開闢、イザナギ神話。
- 第二巻 神祇本紀、アマテラスとスサノオの神話。
- 第三巻 天神本紀、ニギハヤヒ神話、出雲の国譲り。
- 第四巻 地祇本紀、出雲神話。オオクニヌシなど。
- 第五巻 天孫本紀、物部氏、尾張氏の系譜。

- 第六巻 皇孫本紀、日向三代、神武東征。
- 第七巻 天皇本紀、神武天皇から神功皇后まで。
- 第八巻 神皇本紀、応神天皇から武烈天皇まで。
- 第九巻 帝皇本紀、継体天皇から推古天皇まで。
- 第十巻 國造本紀、國造130家以上の伝承。



『先代旧事本紀』天理図書館本

巻一「序」より

大臣蘇我馬子宿禰等は勅を奉じて修撰す。夫れ先代舊事本紀は、聖徳太子撰し且めし所なり。于時、小治田豊浦宮に御宇せし豊御食炊屋姫天皇の即位廿八年、歳次は庚辰の春三月甲午の朔戊戌なり。攝政上宮厩戸豊聰耳聖徳太子尊は大臣蘇我馬子宿禰等に命じ、勅を奉じ定めしむ。

宜しく先代舊事・上古國記・神代本紀・神祇本紀・天孫本紀・天皇本紀・諸王本紀・臣連本紀・伴造國造百八十部・公民本紀を録すべし、と。者れば謹みて勅旨に據き、回て古記を脩し、太子の儒為る釋説を次で録せり。而るに修撰未だ竟らざるに、太子は薨じたり。撰録の事は輟みて續かず、斯に回て且く撰定せし所の神皇系圖一卷・先代國記・神皇本紀・臣連伴造・國造本紀の十巻を号して先代舊事本紀と曰へり。謂ふ所の先代舊事本紀とは、蓋し開闢以降、當代以往を謂ふものなり。其の諸皇王子・百八十部・公民本紀は更に後勅を待ちて撰録す可し。于時卅年歳次壬午の春二月朔己丑、是なり。(以下略)

語釈

且しばらくは、はじめのうちは。先代舊事・上古國記…不詳。当時存在した史料群か。太子の儒為る…太子の学者としての。者れば…ということ。引用文全体を受ける接続詞。

巻三「ニギハヤヒの天降り」より

天照太神は詔りして曰く、豊葦原の千秋長五百秋長の瑞穂國は、吾御子なる正哉吾勝々速日天押穗耳尊が知らす可き國なり、と言寄せ詔賜ひて之を天降りさせし時に、高皇産靈尊の兒なる思兼神の妹なる萬幡豊秋津師姫栲幡千千姫命を妃と為して誕生せしは天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊なり。之時に、正哉吾勝々速日天押穗耳尊は奏して曰く、僕將に降らむと欲し、裝束する間に生まれし所の兒なり。此を以て降らしむ可し、と。詔りして之を許す。

天神の御祖は詔りして、天璽の瑞寶十種を授けたり。贏都鏡を一つ、邊都鏡を一つ、八握劍を一つ、生玉を一つ、死反玉を一つ、足玉を一つ、道反玉を一つ、蛇比礼を一つ、蜂比礼を一つ、品物比礼を一つ、是なり。

天神の御祖は教へ詔りして曰く、
若し痛む處有らば、茲の十寶をして一、二、三、四、五、
六、七、八、九、十と謂ひて布瑠部、由良由良止布瑠部。
此の如く為さば、死れる人も返りて生くるなり、
と。是則ち所謂布瑠の言本たり。

高皇産靈尊は勅して曰く、
若し葦原中國の敵有りて、神人を拒みて戦を待ちな
ば、能く方便を為して誘ひ、欺き防ぎ拒むべし。而して
治平せしめよ、

と。三十二人をして並びに防衛と為し、天降り供奉せしめ
たり。

天香語山命は、尾張連等の祖なり。

天鈿賣命は、媛女君等の祖なり。

天太玉命は、忌部首等の祖なり。

天兒屋命は、中臣連等の祖なり。

—— 中略 ——

五部人を副へて従と為し、天降り供奉せしむ。

物部造等の祖なる天津麻良、

笠縫部等の祖なる天勇蕪、

—— 中略 ——

天物部等二十五部の人を、同じく兵杖を帯びて天降り供

奉せしむ。

二田物部、
芹田物部、
横田物部、

浮田物部、
足田物部、
田尻物部、

久米物部、
久米物部、
狭竹物部、

—— 中略 ——

筑紫間物部、
筑紫贄田物部、
播麻物部、

船長も同じく共に梶取等を率ひ領して、天降り供奉せし
む。

—— 中略 ——

饒速日尊は天神御祖の詔を稟け、天磐船に乗りて河内國
の河上の哮峯に天降り坐せり。則ち大倭國の鳥見の白山
に遷り坐せり。所謂天磐船に乗りて大虚空を朔り行き、是
郷を巡り睨て天降り坐しき。即ち、
虚空見日本國

と謂へるは是歟。饒速日尊は長髓彦の妹なる御炊屋姫を
娶り妃と為らしめ、任胎しめたり。未だ産む時に及ばざる

に、饒速日尊は既にして神損去り坐しぬ。而して復び天に
は上らず。時に高皇産靈尊は速飄神に詔りして曰く、

吾が神の御子なる饒速日尊を使せし所の葦原中國に

於て、疑恠しく思ふこと有りし耶。故に汝能く降りて

復白す可し、

と。于時、速飄神命は勅を奉じて降り來り、當に神損去り

坐せしを見ぬ。則ち反り上りて復命して云く、

神の御子は既に神損去り、亡くなり坐しき、

と。高皇産靈尊は以て哀泣し、則ち速飄命に命を以て天上

に將上げしめ、其の神の屍骸を處て日七夜七を以て遊樂

哀泣し、天上に斂めたり。

天照太神は謂へらく、

豊葦原の千秋長五百秋長の瑞穂國は、我が御子なる正

哉吾勝々速日天押穗耳尊の王たる可き地なり、

と詔り賜ひて、之を天降らしめし時に、天浮橋に於て立ち

て臨み之を睨て曰く、

豊葦原の千秋長五百秋の瑞穂國には猶喧擾の響を聞

けり。彼の地は未だ平らかならず。須まざる也、頗凶目

杵之國歟、

と。乃ち更て還り登り、復天に上り、具さに不隆の状を陳

べたり。

—— 中略 ——

正哉吾勝々速天押忍穗耳尊は、高皇産靈尊の女なる栲幡
千々姫万幡姫命を以て妃と為して、虚天に居りて生める
兒を天津彦々火瓊々杵尊と號けぬ。同じく此の皇孫を以
て親に代り降さんと欲せり。天照太神は詔りして、
白す任に降す可し。宜しく天兒屋命・天太玉命及び諸

部神等を以て、皆悉く相援くべし。且は服御の物も、
一らに前の依く授けむ、

と。然る後に天忍穗耳尊は更、天上に還り復せり。

太子なる正哉吾勝々速日天押穗耳尊が、高皇産靈尊の女

なる万幡豊秋津師姫命、亦の名は栲幡千々姫命を妃と為

して誕生せしは二男なり。兄は天照國照彦天火明櫛玉饒

速日尊、弟は天饒石國饒石天津彦々火瓊々杵尊なり。

語釈

饒速日尊 || ニギハヤヒノミコト。

『古事記』では邇芸速日命と書く。記紀ではニギハヤヒ
を「天神の子」とは認めるものの、その父祖については
沈黙する。『先代旧事本紀』の記述によれば、ニギハヤ
ヒの父は天押穗耳尊(天照大神の子)であり、ニニギの
兄となる。つまり物部氏は天皇氏よりも嫡系の血筋と

ということになる。

布瑠の言本たり「布瑠」の語源である。

天香語山命は、尾張連等の祖なり「天香語山命」とは

饒速日の長男。天降りの前に天上で生まれたという。

天物部等二十五部「詳細は未詳だが、この部族の名前に

「物部氏」本来の出身領域が表れているかもしれない。

例えば「馬見物部」とは、遠賀川の源流点にある馬見山

の近辺に住んだ部族名かもしれない、など。

ところで、ニギハヤヒが天降る時点で既にこれだけの

天の「物部」族が存在していることを、どう考えれば良

いのだろうか。

本居宣長の『古事記傳』十九の六十一には「抑々物部は

母能々布部といふことにて、布辨を約めて母能々辨と

はいふなり。さて其母能々布と云は、總て武勇職を以

て仕奉る建士の称にしてニ云々とある。

巷亘物部「巷亘」とは蘇我の古名とされる。

『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』に「巷亘伊奈米大臣」、

『上宮聖徳法王帝説』に「巷奇は蘇我也」などである。読

みは「こうき」か。一説には「そが」とも読ませる。

「巷亘」「巷奇」ともに記紀などには出現しない、古風な

表記であるといえよう。『先代旧事本紀』巻三の記事か

らすると、蘇我氏はもと物部氏の係累であったのか

もしれない。喧擾騒ぎ乱れる。けんじよう。

■巻四「大己貴神」より

兒の大己貴神は亦の名を大國主神、亦は大物主神と云ふ。

亦云ふ國造大穴牟遲命、亦云ふ大國玉神、亦云ふ顯見國玉

神、亦云ふ葦原醜雄命、亦云ふ八千矛神と。並びに八つの

名有り。其の子は凡そ百八十一神有り。

先づ、宗像の奥都嶋に坐す神なる田心姫命を取りて生み

しは一男一女なり。(中略)次に高志の河沼姫を娶りて生

みし一男は、兒建御名方神なり。信濃國の諏方郡の諏方神

社に坐せり。

孫、都味齒八重事代主神は、化して八尋の熊罥と為りて三

嶋溝杭の女なる活玉依姫に通ひ一男一女を生めり。兒は

天日方奇日方命なり。此の命は、樞原朝の御世に勅ありて

食國政申大夫と為りて供奉す。妹は輔五十鈴姫命なり。此

の命は、樞原朝に立ちて皇后と為り、一兒を誕生す。即ち

神滄名河耳天皇、次に彦八井耳命、是なり。次の妹は五十

鈴依姫命なり。此の命は葛城高丘朝に立ちて皇后と為り

一兒を誕生す。即ち磯城津彦玉手看天皇なり。(以下略)

語釈

高志の河沼姫を娶りて「沼河姫」の誤写か。

『古事記』では建御名方神の母を明かさないが、『先代

旧事本紀』ではここに明記している。

食國政申大夫「食國政大夫とも。記紀には見えない職名。

『職原鈔』(北畠親房著、興国元年1340年成立)の

上巻・右大臣の条には「上古には大臣の号は無し。執政

の人を喚んで食國政申大夫と称す。」とある。「食國」は

一説に「おすくに」「けくに」などと読まれる。治国、領

地などの意義か。

なお「食國」の用語は『古事記』には2回出現する(神代

と応神記)が、『日本書紀』には出現しない。

『先代旧事本紀』には「食國」は14回出現、「食國政大夫」

は10回、「食國政申大夫」は1回出現する。

■巻五の先頭より

天孫本紀

天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊は、亦の名を天火明命、

亦の名を天照國照彦天火明尊、亦云ふ饒速日命、亦の名

は膽杵磯丹杵穗命なり。

天照の貴靈太子なる正哉吾勝々速日天押穗耳尊が、高皇

産靈尊の女なる豊秋幡豊秋津船姫栲幡千千姫命を妃と為

して誕生せしは、天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊なり。天

照太神・高皇産靈尊の相共に生む所なり。故に天孫と謂

ひ、亦皇孫とも稱するなり。

——中略——

弟なる宇摩志麻治命は、亦云ふ味間見命、亦云ふ可美真手

命と。天孫天津彦火瓊々杵尊の孫なる磐余彦尊は、天下を

馭めんと欲し、師を興して東征す。往々命に逆ふ者は蜂起

して未だ伏さず。中州の豪雄なる長髓彦は本より饒速日

尊の兒たる宇摩志麻治命を推し君と為して奉じたり。此

に至りて乃ち曰く、

天神の子に豈兩種有らんや。吾は他に有ることを知ら

ざるなり、

と。遂に兵を勅して之を距めり。天孫の軍は連戦するも、

戡つこと能はず。于時、宇摩志麻治命は舅に従はず、謀り

て誅斂假戻し、衆を帥めて之に歸順す。時に天孫は宇摩志

麻治命に詔りして曰く、

長髓彦は性狂迷、兵勢は猛銳なり。敵として戦ふに至

りては、誰か敢て勝つに堪へんや。而るに舅は計に據

らず軍を帥めて叛順し、遂に官軍を款ばしむ。朕は其

の忠節を嘉したり、

と。特に哀寵を加へ、授くるに神劔を以てす。其の大勲に答へたり。凡そ厥の神劔とは**師靈**なる劔刀なり。亦の名を布都主の神魂の刀、亦云ふ佐土布都、亦云ふ建布都、亦云ふ豊布都神とは是なり。

復宇摩志麻治命は、天神御祖の饒速日尊に授けし天璽たる瑞寶十種の壹をして天孫に奉獻す。天孫は大ひに喜び特に寵異を増やしぬ。復宇摩志麻治命は天物部を率ゐて夷の荒逆を翦り、亦軍を帥ゐて海内を平定して奏せり。天孫なる磐余彦尊は詔りして有司に命じ、始めて帝宅を經めり。

大歳辛酉の正月庚辰朔に、天孫なる**磐余彦尊**は檀原宮を都とし、初めて皇位に即けり。号して元年と曰ふ。皇妃姫なる**鞆五十鈴姫命**を尊び、立てて皇后と為す、即ち大三輪神の女なり。宇摩志麻治命は先づ**天瑞**を獻じ、亦神楯を豎て以て齋みす。五十櫛とは謂ふなり。亦今木と云へるを布都主の劔に判繞して、大神を殿内に奉齋す。即ち天璽瑞寶を蔵し、以て天皇の為に鎮祭す。之時、天皇の寵異は特に甚し。詔りして曰く、

近く殿の内に宿へ、
と。因りて**足尼**と號す。其の**足尼**の號なるは此より始むる

件は左の如し。

児なる**宇摩志麻治命**は。此の命は**檀原宮御宇**天皇の御世に、元は**足尼**と為り、次には**申食國政大夫**と為りて大神を奉齋す。活目邑の五十吳桃の女子なる師長姫を妃と為して、二児を誕生す。

孫なる**味饒田命**は、**阿刀連等**の祖なり。弟なる**彦湯支命**は亦の名は**木開足尼**。此の命は**葛城高丘宮**に御宇せし天皇の御世に、元は**足尼**と為り、次には**寵もて申食國政大夫**と為り、大神に奉齋せり。(中略)

四世孫なるは**大木食命**(三河國造祖、**出雲大臣の子**なり)、弟の**六見宿祢命**(**小治田連等**の祖なり)、弟の**三見宿祢命**(**漆部連等の祖**なり)。此の命は**秋津嶋宮**に御宇せし天皇の御世に、並びに**近宿せし**に縁りて、元は**足尼**と為り、次には**宿祢**と為りて大神に奉齋せり。其の**宿祢**とは始めて此の時に起これり。(中略)

弟は**大綜杵命**なり。此の命は**輕境原宮**に御宇せし天皇の御世に**大詠**と為り、春日率川宮に御宇せし天皇の御世に大臣と為れり。則ち**皇后**大臣は大神に奉齋す。高屋の阿被良姫を妻と為して二児を生めり。

弟は**大峯大尼命**なり。此の命は春日宮に御宇せし天皇の御世に**大尼**と為りて供奉す。其の**大尼**の起こりは始めて

なり。(中略)

宇摩志麻治命は十一月日朔庚寅に初めて**瑞寶**を齋ひ、帝後の奉為に御魂を鎮祭し、**壽祚**を祈請せり。其の鎮魂の祭は此よりして始むるなり。宇摩志麻治命に詔りて曰く、
汝の先考なる**饒速日尊**は天より**天璽****瑞寶**を受け來り。此を以て鎮と為し、毎年仲冬中寅の例と為し、有司の行事として永く鎮祭を為せ、
と。所謂**御鎮祭**とは是なり。(中略)

二年春の二月甲辰朔乙巳に天皇は功を定め賞を行ぜり。詔して**宇摩志麻治命**に曰く、
汝の勲功は念ふに惟大功なり。公の忠節は思ふに惟至忠たり。是を以て先づ**神靈**の劔を授け、不世の勲に崇報せん。今股肱の職に配して永く不貳の美を傳へん。
自今已後は生々世々子々孫々、八十聯綿として必ず此の職を胤ぎ、永き龜鏡と為せ、

と。此の日、物部連等の祖なる**宇摩志麻治命**と、大神君の祖なる**天日方奇日方命**を並びに拜して**申食國政大夫**と為す。其の**天日方奇日方命**とは皇后の兄なり。但そ**申食國政**大夫とは、今の**大連・大臣**是なり。凡て厥の**瑞寶**を奉齋して**壽祚**を祈り鎮め、兼ねて**靈劔**を崇めて國家を治護す。此の如き事は、裔孫相承して大神を奉齋するなり。具さなる

此の時に發せり。(中略)

七世孫なるは**建膽心大詠命**なり。此の命は**磯城の瑞籬宮**に御宇せし天皇の御世に、**姫**めて大詠と為りて供奉す。
(中略)弟は**大新河命**なり。此の命は**纏向珠城宮**に御宇せし天皇の御世に、元は**大臣**と為り、次には**物部連公**の姓を賜はり、則ち改めて**大連**と為り、**神宮**に奉齋す。その**大連**の號は始めて此の時に起こりしなり。

語釈

またの名を**天火明命**ニギハヤヒの別名を**火明命**とする。記紀などには見られない伝承。ただし、巻六では**火明命**をニギギの長男としており、『先代旧事本紀』自体の記述にも混乱がある。

弟**宇摩志麻治命**「弟」とは、**天香語山命**(高倉下)の弟という意味。『先代旧事本紀』では**饒速日**の長男は、高天ケ原で誕生した**天香語山命**とされ、これは尾張氏の祖であると考えられる。

誅煞 誼は殺の古字。誅殺する。
恨戾 〓もとる、裏切る。

師靈なる劔刀 〓奈良県大理事市の石上神宮は、別名を石上坐布留御魂神社、また布都御魂神社といい、布

都御魂大神をまつるといふ。
寵異ちようい 特別扱い。

足尼たにの號ごう 底本には「足尼」とルビがあり、寛永版本には「足尼」とルビがある。通例は「すくね」と読み、「宿祢すくね」の古名とされる。古くは稻荷山鉄劍銘にも見える。「足尼」の用語は記紀には全く出現しないが、『先代旧事本紀』には全体で38回も出現する。

壽祚じゆそ 壽命の幸い、長生き。
仲冬中寅ちゆうとうちゆう 陰曆十一月の二番目の寅の日。
龜鏡ききよう さまり、見本。

申食國政大夫 底本では「食國政と申す大夫」と訓ずる。ただし漢文の文面としてみると「申食國政大夫」で一つの術語になっている。また他の場所では「食國政申大夫」と表記しており、『先代旧事本紀』の中でも表記に混乱が見られる。

申食國政大夫とは、今の大連・大臣是なり 此の文面から、この原文が記されたのは「大連・大臣を使用していた時代」であることが推定される。

宿祢とは始めて此の時に 宿祢の称号の始めを記す文。『日本書紀』において「宿祢」の初見は安寧天皇三年にある一書の中の「大間宿禰」で、宿祢号の開始について

田司たにたる出雲臣の祖なる游宇宿祢ゆうすくねに謂ひて曰く、

是の長田ちやうでんは本より山守の地なり。是を以て今吾は將に治めんとす。余は掌るべからず、

と。時に游宇宿祢は皇太子へ啓すに、皇太子謂ひて曰く、汝すなは、便ち大鷦鷯尊おほささぎへ啓せ、

と。是に於て、游宇宿祢は大鷦鷯尊へ啓して曰く、臣は長田を任せられし所の者なり。大中彦皇子は距みて、治めしめず、

と。大鷦鷯尊は倭直の祖なる麻呂に問ひて曰く、

倭の長田は、元は山守の地なりと謂ふ、是は如何、と。對へて言く、

臣は之知らず。唯臣の弟なる吾子籠は知りぬ、と。適々たまたま是時、吾子籠は韓國に遣されて未だ還らず。爰に大鷦鷯尊は游宇宿祢に謂ひて曰く、

余躬なんじみづから韓國へ往き、以て吾子籠を喚べ。其れ日夜を兼ねて急ぎ往け、

と。乃ち淡路の海人なる八十を水手と為して差せり。爰に游宇は韓國へ往き、即ち吾子籠を率ゐて來りぬ。因て倭の長田を問ふに、對へて言く、

傳へ聞くに、纏向の珠城宮に御宇せし天皇の世に、太子大足彦尊を科して、倭の長田と定めしなり。是の時

は触れられない。『古事記』では孝元天皇記の「味師内宿禰」であり、同様にその始まりについての記載はない。つまり『先代旧事本紀』のこの「宿祢の始まり」記事は貴重な起源譚と言えるものだ。

大訖おほみ 訖は診の異体字。他の史料には見られない職名。大臣おほみに類する官職か。『先代旧事本紀』全体では3回出現する。

大尼 底本には「大尼」とルビがある。一説には大尼と読ませる。記紀には出現しない職名。足尼の別称か。役目としては、宿祢に類するものか。『先代旧事本紀』全体では5回出現する。

大連の號の起り 『日本書紀』の「大連」の初見は垂仁二十六年の「物部十千根大連」だが、称号の始まりについては触れない。『古事記』の初見は継体記の「物部荒甲之大連」だが、同じく称号の起りには沈黙。すなわち『先代旧事本紀』のこの記事は「大連の始まり」に関する貴重なソース記事である。

■ 卷八「仁德天皇」より

(前略) 固辞して承けず、各々之を相譲りし時に、額田大中彦皇子は、將に倭の長田及び屯倉を掌らんとし、其の長

の勅旨には、

凡そ倭の長田は、御宇する毎の帝皇の長田なり。其れ帝皇の子と雖も、御宇する者に非ざれば掌ることを得ず、

とあり。是を謂へば山守の地なるとは、非なり。と。(以下略)

語釈

山守 大山守皇子。応神天皇の皇子の一人。

長田 通例「屯田」と書く。この箇所かしよの記載内容は、

『日本書紀』の仁德天皇即位前紀にも同様の記述があるが、『先代旧事本紀』が書紀の記事をそのまま転載したとするのは早計というものだ。その根拠の一つが、この「長田」である。「長田」と「屯田」と、そのどちらの由緒が深いかは一つのテーマかもしれない。なお、「長」と「屯」とは崩し字(もともと)がやや近似している点には要注意だが、参考までに『日本書紀』の神代紀には「始殖于天狹田及長田」という記事があり、神功紀には「祠吾于御心長田國」とある。

なお「屯」の語義は「まもる、たむろする」だ。「屯田」の用語は前漢の武帝の時に始まるとされ、「兵士が辺境

の地に駐屯して平時は農耕をし、有事には武器を持つて闘う」という制度をいうもの。

■卷十「國造本紀」より

上海上國造

志賀高穴穗朝に天穗日命の八世孫なる忍立化多比命を定めて國造を賜ふ。

—— 中略 ——

下海上國造

輕嶋豊明朝の御世に上海上國造の祖の孫なる久都伎直を定めて國造を賜ふ。

新治國造

志賀高穴穗朝の御世に、吳都呂岐命の兒なる比奈羅布命を定めて國造を賜ふ。

筑波國造

志賀高穴穗朝に忍凝見命の孫なる阿閉色命を以て定め國造を賜ふ。

—— 中略 ——

那須國造

纏向日代朝の御代に、連沼河命の孫なる大臣命を定め國造を賜ふ。

神野國造

瑞籬朝の御世に、神八井耳命の孫なる建五百建命を定めて國造を賜へり。

—— 中略 ——

加我國造

泊瀬朝倉朝の御代に、三尾君の祖なる石樟別命の四世孫なる大兄彦君を定めて國造を賜ふ。難波朝の御代に越前國に隸く。嵯峨朝の御世の弘仁十年に越前國を割き分ちて加賀國と為せり。

—— 中略 ——

伊吉嶋造

磐余玉穗朝の代に、石井は從へし新羅海邊人天津水凝、後の上毛布を直造とす。

語釈

上海上國造 || 『寛永版本』には「今の總国海上郡」と書入れ

がある。志賀高穴穗朝とは成務・仲哀帝の頃の宮。

下海上國造 || 『寛永版本』には「今の同国海上郡」と書入れ

がある。輕嶋豊明朝とは心神天皇の朝。

新治國造 || 『寛永版本』には「今の常陸国新治郡」と書入れ

がある。『常陸風土記』の冒頭付近に「毗那良珠命」とい

う國造の話がある。

那須國造 || 『寛永版本』に「下野国那須郡か」と書入れ

がある。底本には「連沼河命」とあるが、「建沼河命」の

誤写か。

神野國造 || 底本には「神野」とあるが、『寛永版本』では

「科濃」と修正の書き入れがあり、「今の信濃国」とあ

る。

嵯峨朝の御世の弘仁十年 || 嵯峨天皇の御世。

この部分の記述は「後世の追記」と思われる。しかし、

これに依りこの『先代旧事本紀』が造られたのは九世

紀以降であると判明する。

弘仁十年 || 西暦819年。

『倭名類聚抄』巻五には「弘仁十四年に越前國を割きて之を置く」とある。

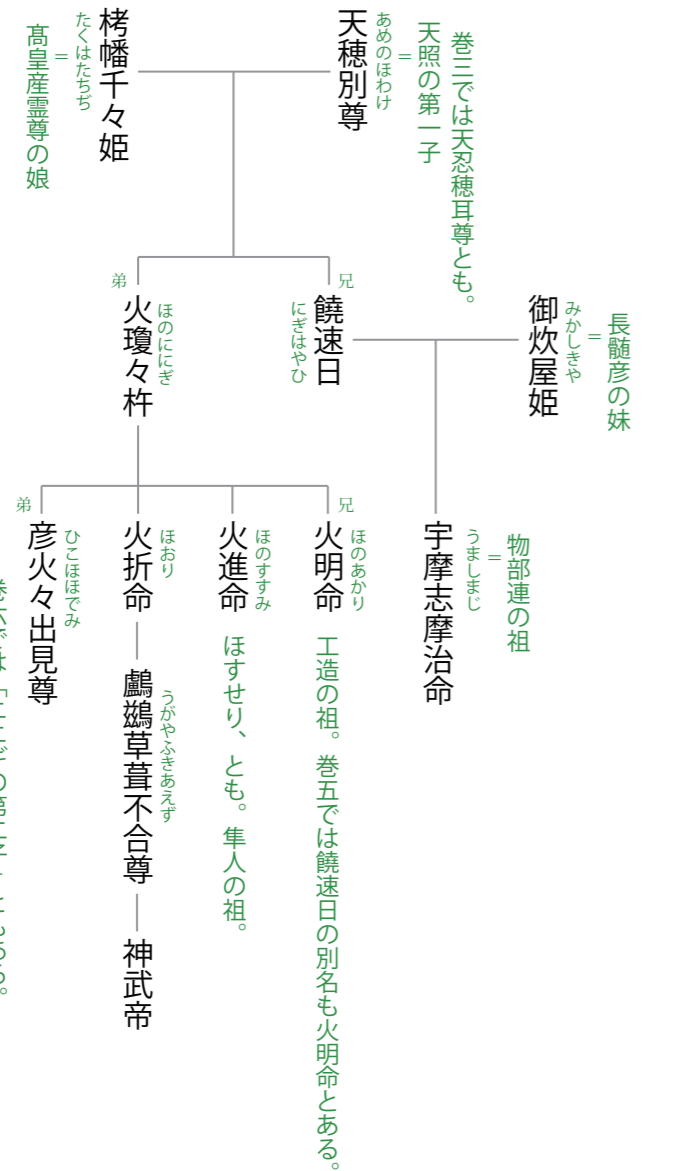
伊吉嶋造 || この箇所、底本の原文は「磐余玉穗朝代石井者從新羅海邊人天津水凝後上毛布直造」だが、『寛政版本』では手書きの

書入れをして、代↓伐と原文改定し、「石井に従へる者を伐ち」と読み変えている。

「嶋造」はこれで「こくぞう」と読ませるのかも。

饒速日の系図

※卷六「皇孫本紀」等による系図



卷二では天忍穗耳尊とも。天照の第一子

天穗別尊

栲幡千千姫

高皇產靈尊の娘

火瓊杵

饒速日

御炊屋姫

長髓彦の妹

宇摩志摩治命

物部連の祖

火明命

火進命

火折命

彦火々出見尊

火折命

彦火々出見尊

工造の祖。卷五では饒速日の別名も火明命とある。

ほすせり、とも。隼人の祖。

鷓鴣草葺不合尊 — 神武帝

卷六では「ニギの第二子」ともある。つまり同じ『先代旧事本紀』の中でも記述に混乱がある。通例、火折命を「山幸彦」、彦火々出見尊を「海幸彦」という。

(1)勉強会 『盗まれた神話』 参考資料 ④ 作成：新保

第四回目は、第七章〔天孫降臨地の解明〕を取り上げる。

4. 『盗まれた神話』からの要点抽出(その4) 第七章 天孫降臨地の解明

以下の要点について、疑問や不明な点がある場合は、その箇所の実際の記述・文章で確認してほしい。

概要：この章は16節から構成される。天孫・ニニギノ命の降臨地「日向の高千穂」は、通説でいう宮崎県の高千穂地方ではなく、「筑紫の日向峠」付近だということを丁寧に論証し、付随あるいは関連する事象についても検証を進めている。

その降臨の地はどこか/「筑紫＝九州」説の背理：(1) (神代紀第九段・古事記で)ニニギノ命が“天降った”とされている土地は、①日向の襲の高千穂の峯・・・穂日の二上の・・・(本文)、②筑紫の日向の高千穂の穂触之峯(一書第一)、③日向の穂日の高千穂の峯(同第二)、④日向の襲の高千穂の穂日の二上峯(同第四)、⑤日向の襲の高千穂の添山の峯(同第六)、⑥筑紫の日向の高千穂の久士布流多気(『古事記』)。この「日向」は筑前である。(2) ①反論の一つは、『古事記』は九州全体を「筑紫島」といい、四つに分けた一つが「筑紫国」なので、広・狭二つの筑紫があり、ここでは広義の「全九州」をとるべき。

②※回答。だが、この「大筑紫」概念は、『古事記』の編者側の誤認に立つ、「誤置」によるもの。③『古事記』の国生み神話は、新旧幾種類もの政治地図を接合し重ねあわせた複合物である。④例えば、『古事記』の「大八島図」は新しい。近畿天皇家内で大和中心、本州中心の政治地図に改竄した“新版政治地図”だ。

(3) 反論の第二。①「筑紫の日向」と書くのは、一書第一と『古事記』だけで他はすべて「筑紫の」がない。

②※回答。「日本旧記」は九州王朝の史書だから、いちいち“筑紫の——”という必要はない。先の「九州内、四分図」には「日向国」など存在しない。

筑前の中の日向：(1) 問題点を整理すると、①日向峠・日向山と並んでおり、この地帯が「日向」と呼ばれたことは疑えない。②ここは、「筑紫(筑前)の日向の・・・」といって当然。③同じ地域に「くしふる山」という特色のある名の山があった。(2) 以上の論証によって、博多湾岸と糸島郡の間、高祖山を中心とする連山こそ、問題の「天孫降臨の地」という結論にわたしは到達した。

四つの問い：なお念を押すべきことは、「高千穂」「クシフル」「襲」「日向」の読みの問題。①「高千穂」は“高い山々”“高くそり立つ連山”の意の普通名詞。宮崎県の「高千穂山」はそれが固有名詞化して遺存したものでしょう。②「クシフル」「クシヒ」の「クシ」も、「筑紫＝千串」の「クシ」と同一であろう。③「襲」は「曾」と同じ。「熊襲」が「熊曾」とも書かれるように、「襲の国」「阿蘇」といった風に、一定の地形を示す言葉であろう。④「日向峠」の読みは「ヒナタ峠」である。「ヒナタ」は“日の方角”という意味で、「日向」という神聖な字面にまことにふさわしい。

天照誕生の聖地：「筑紫の日向の小戸」とはどこだろう。(イ)筑紫の日向の橘の小戸の阿波岐原(『古事記』)、(ロ)筑紫の日向の小戸の橘の櫛原(神代紀第五段一書第六)、(ハ)橘の小戸に還りて(同一書第十)。

①現地の固有名詞部分は「小戸」となる。②「筑紫の日向」に当る高祖山付近の博多湾西部、姪の浜付近に「小戸」があり、その海岸は「能古島(残島)」にピッタリ相對している。③この姪の浜海岸こそ、「天照大神誕生の聖地」だった。

さわやかな訪問：※原田大六さんのお宅を二度訪問した時のエピソード。

解けたニニギの秘密/大国の発祥：天孫降臨地でニニギノ命が述べた言葉「此地者、①向韓國眞來通(6字)、②笠沙之御前而(6字)、③朝日之直刺國(6字)、④夕日之日照國(6字)也。故、此地甚吉地」。

①向韓國眞來通：「伊都(前原)→末蘆(唐津)→一大国(壹岐)→対海国(対馬)→狗邪韓国(釜山)」という、『三国志』魏志倭人伝にあらわれた「幹線道路」をピッタリ指している。

②笠沙之御前而：博多湾岸の中心領域は「御笠」と呼ばれ、神功皇后の筑後平定譚にも出てきた地名。「御前」を従来は「ミサキ」と読んできたが、「オマエ」である。つまり、「笠沙」の地を基準地点として、「その前」に当る領域を指した表現なのである。

それは「四至」文だった： ニニギノ命の発言内容を新しい解説に立って訳してみよう。「此の地(糸島郡、高祖山付近から望む)は、①(北なる)韓国に向って大道が通り抜け、(南なる)笠沙の地(御笠川流域)の前面に当たっている。そして、③(東から)朝日の直に照り付ける国、④(西から)夕日の照る国だ」。(③④の意味について)ここは太陽信仰の整地なのである。

三つの事実/超能力の無理/類似せる地名群： (鹿児島県の)野間半島の近くに「長屋山」がある。そして『和名抄』によると、このあたりは「吾田郡」だ。つまり「吾田－長屋－笠狭」と三つの地名がそろっている。“大視点からの大矛盾”にもかかわらず、従来の「笠沙の御前」の読みと地名比定に異論が出なかったのは、一にこの「三地名適合」の威力なのである。

神話地名の表記法： 要するにこの「三重連鎖の地名」の実体は、「笠沙碕」だ。「吾田の」とか「長屋の」といった、地勢や地形を示す形容の句がかぶせられている。このような、この神話独自の地名の表記様式をかえりみないで、後代の行政区画のように考えてきた。これが従来の読解だったのである。

脚光を浴びる「^{むなくに}空国」/鮮烈な臨地性： ①空国とは「宗像」のこと。「かた」は地名接尾辞。②つまり、海岸沿いに「クシフル山→笠沙→空国」となっており、「高祖山(前原)→御笠(博多)→宗像」はまさにこの順序に並んでいる。③従来の学者は、ニニギノ命をして一種“超人的な行動距離”を馳しらせてきた。④しかし、今は、ごく普通の人間的な足どりで糸島郡より博多湾岸へとおのずからさしかかってゆくことができるようになった。

降臨神話の時層： これら神話舞台の政治地図は、「大八洲国」という広域まではいまだ発展しえぬ“日本海岸政治地図”という狭域、その原初の時層(成立期)に属していたのである。

第四回目となる今回は、**持統四年条(258~268頁)**の記事を読んでいきたい。

1. 持統四年(690) この年の主要な記事は以下のようである。

[1月]持統天皇が即位 [4月]官人選考と朝服制 [7月]高官・国司の大異動発令、
[10月]帰国した大伴部博麻への詔、[11月]元嘉暦・儀鳳暦を施行。

〈春条の原文〉 春正月 戊寅朔、物部麻呂朝臣**樹大盾**、**神祇伯**中臣大嶋朝臣詵天神寿詞。畢忌部宿禰色夫知奉上神璽劍鏡於皇后。皇后即天皇位。公卿百寮羅列匝拜、而拍手焉。己卯【二】、公卿百寮**拜朝如元会儀**。丹比嶋真人与布勢御主人朝臣、奏賀騰極。庚辰【三】、宴公卿於内裏。仍賜衣裳。壬辰【十五】、**百寮進薪**。甲午【十七】、大赦天下。唯常赦所不免、不在赦例。賜有位人爵一級。鰥寡孤独篤癯、貧不能自存者。賜稻蠲服調役。丁酉【二十】、以**解部**一百人、**拜刑部省**。庚子【二三】、班幣於畿内天神地祇。及增神戸田地。二月 戊申朔壬子【五】、天皇幸于腋上陂、觀公卿大夫之馬。戊午【十一】、新羅沙門詮吉・級漚北助知等五十人帰化。甲子【十七】、天皇幸吉野宮。丙寅【十九】、設齋於内裏。壬申【二五】、以帰化新羅韓奈末許満等十二人。居于武蔵国。三月 丁丑朔丙申【二十】、賜京与畿内人、年八十以上者、嶋宮稻人二十束。其有位者、加賜布二端。

注36「樹大盾」: 推古十一年11月是月条に大楯を作ると見える(岩波注)。

注37「神祇伯」: 神祇伯という官名は大室・養老令制に同じ。しかし、八年3月23日条に神祇官頭、古語拾遺にも「神官頭(今、神祇伯也)」とあり、長官は頭というのが当時の呼称か(岩波注)。

注38「拜朝如元会議」: 白雉元年2月15日条にもある(岩波注)。

注39「百寮進薪」: 宮廷所用の薪を百官が奉る行事。養老雑令の規定では正月15日に行われる(岩波注)。

注40「解部」: 養老職員令刑部省に、大解部10人・中解部20人・少解部30人あり、争訟の窮問を掌る(岩波注)。

注41「刑部省」: 三年2月の判事の任命と共に、刑部省の官制の整備を示す記事とされる(岩波注)。

〈春条の現代語訳〉 1月1日、物部麻呂朝臣が大楯を立て、神祇伯中臣大嶋朝臣が天神の寿詞を読み上げた。終わって忌部宿禰色夫知が神璽・劍・鏡を皇后に奉り、皇后が天皇に即位した。公卿・百寮は整列して一斉に拝礼・拍手した。2日、公卿・百寮は賀正礼の如く拜朝した。丹比嶋真人と布勢御主人朝臣が即位の寿詞を奏上した。3日、内裏で公卿と饗宴し衣裳を下賜された。15日、百寮が薪を進上した。17日、全国に大赦令。但し、規定で赦免非対象者は含まれなかった。有位者に爵一級を賜わった。鰥寡(老いて妻や夫のない者)・孤独・篤癯(重病者)・貧しく生計を立てにくい者に稲を下賜し調や役を免除された。20日、刑部省に解部百人を配置した。23日、幣帛を畿内の天神地祇に捧げ封戸と神田地を増やした。2月5日、天皇は腋上池に行幸して公卿大夫の馬を観閲された。11日、新羅の僧侶詮吉・級漚北助知等50人が帰化した。17日、天皇が吉野宮に行幸。19日、内裏で齋会。25日、帰化した新羅の韓奈末許満等12人を武蔵国に住まわせた。3月20日、京と畿内の80歳以上者に、嶋宮の稲一人20束を、有位者には布二端を加えて夫々下賜された。

〈夏条の原文〉 夏四月 丁未朔己酉【三】、遣使祭広瀬大忌神と竜田風神。癸丑【七】、賜京与畿内者老若女、五千三十一人、稻人二十束。庚申【十四】、**詔曰**、百官人及畿内人、有位者限六年。無位者限七年。以其上日、選定九等。四等以上者、依考仕令、以其善最功能、氏姓大小、量授冠位。其朝服者、淨大壺已下、広式已上黒紫。淨大參已下、広肆已上赤紫。正八級赤紫。直八級緋。勤八級深緑。務八級浅緑。追八級深縹。進八級浅縹。別淨広式已上、一畝一部之綾羅等、種々聽用。淨大參已下、直広肆已上、一畝二部之綾羅等、種々聽用。上下通用綺帶白袴。其余者如常。戊辰【二二】、始祈雨於所々。旱也。五月 丙子朔戊寅【三】、天皇幸吉野宮。乙酉【十】、百濟男女二十一人帰化。庚寅【十五】、於内裏始安居講説。六月 丙午朔辛亥【六】、天皇幸泊瀬。庚午【二五】、尽召有位者、唱知位次与年齒。

注42「詔曰」: 以下は天武七年10月26日詔(官人の考課・選叙方法を規定)の補正で、考課に基づいて冠位を進める年限・基準を追規定したもの(岩波注の要約)。

〈夏条の現代語訳〉 4月3日、使者を遣わし広瀬大忌神と竜田風神を祭らせた。7日、京と畿内の65歳以上の男女5031人に稲一人20束を下賜。14日、詔して「**冠位を進める年限は、百官と畿内の人で、有位者六年。無位者七年とする。考課はその出勤日数により九等に分けよ。一定年限の平均が四等以上の者は、考仕令によってその善最・功能、氏姓の大小等で冠位を授ける。その朝服については、淨大壺以下広式以上は黒紫。淨大參以下広肆以上は赤紫。正八級は赤紫。直八級は緋。勤八級は深緑。務八級は浅緑。追八級は紺色。進八**

級は薄紺色。別に浄広式以上は、一幅に一箇の大きな文様の綾羅等、種々に用いることを許す。浄大参以下直広肆以上は、一幅に二箇の大きな文様の綾羅等、種々に用いることを許す。組紐の帯・白袴は身分の上下を問わず使用してよい。その他は従来通りとする」と。22日、旱が続き各地で雨乞いをした。5月3日、天皇は吉野宮に行かれた。10日、百濟男女21人が帰化した。15日、内裏で初めて安居の講説があった。6月6日、天皇は泊瀬に行かれた。25日、全有位者を召して位の序列と年齢を読み上げ知らせた。

〈秋条の原文〉 秋七月丙子朔、公卿百寮人等、始着新朝服。戊寅【三】、班幣於天神地祇。庚辰【五】、以皇子高市為太政大臣。以正広参、授丹比嶋真人、為右大臣。并八省百寮、皆遷任焉。辛巳【六】、大宰・国司、皆遷任焉。壬午【七】、詔令公卿百寮、凡有位者、自今以後、於家内著朝服、而参上未開門以前。蓋昔者到宮門而著朝服乎。甲申【九】、詔曰、凡朝堂座上、見親王者如常。大臣与王、起立堂前。二王以上、下座而跪。己丑【十四】己丑、詔曰、朝堂座上、見大臣、動坐而跪。是日、以繩糸綿布、奉施七寺安居沙門、三千三百六十三。別為皇太子、奉施於三寺安居沙門、三百二十九。癸巳【十八】、遣使者、祭広瀬大忌神与竜田風神。八月乙巳朔戊申【四】、天皇幸吉野宮。乙卯【十一】、以帰化新羅人等居于下毛野国。九月乙亥朔、詔諸国等曰、凡造戸籍者依戸令也。乙酉【十一】、詔曰、朕将巡行紀伊之。故勿収今年京師田租口賦。丁亥【十三】、天皇幸紀伊。丁酉【二三】、大唐学問僧智宗・義徳・浄願、軍丁筑紫国上陽咩郡大伴部博麻、從新羅送使大奈末金高訓等、還至筑紫。戊戌【二四】、天皇至自紀伊。

注43「太政大臣」：天智十年正月条の太政大臣と同じく、天皇大権の代行者としての身分で、大宝・養老令制のそれと異なるとの説が有力(岩波注)。

注44「八省百寮」：この日、浄御原令官制の実施に伴って大異動が行われ、新たに中官と宮内官が組織されて、令制の八省にあたる八官が揃ったとの説がある(岩波注)。

注45「大宰」：筑紫・周防・吉備・伊予などに、各々数カ国を統轄すべく置かれた総領の何か(岩波注)。

〈秋条の現代語訳〉 7月1日、公卿・百寮人等が初めて新朝服を着用した。3日、幣帛を天神地祇に奉った。5日、皇子高市を太政大臣とした。丹比嶋真人に正広参を授け右大臣とした。同時に八省百寮も皆遷任された。6日、大宰・国司も皆遷任された。7日、「公卿・百寮の全有位者は、今後、家内で朝服を着て開門前に参上せよ」と詔された。以前は宮門に入ってから朝服を着たらしい。9日、「朝堂で座に着き親王を見た場合は、従来通り、大臣と王とは堂前に起立。二王以上の人を見た場合は、座からおりて跪き控えよ」と詔された。14日、「朝堂で座に着き大臣を見たときは、座を動いて跪くように」と詔された。この日、繩・糸・綿布を七カ寺の安居の僧侶3363人に下賜された。別に皇太子(故草壁)のために、三寺の安居僧329人にも下賜された。18日、使者を遣わし広瀬大忌神と竜田風神を祭らせた。8月4日、天皇が吉野宮に。11日、帰化した新羅人等を下毛野国に住ませた。9月1日、諸国の国司に「戸籍を造るには戸令によれ」と詔された。11日、詔して「紀伊国に巡行したいと思う。今年の京師の田租・口賦の徴収はやめよ」と言われた。13日、天皇が紀伊に行かれた。23日、大唐に学んだ学問僧智宗・義徳・浄願、軍丁で筑紫国上妻郡の大伴部博麻が、新羅送使の大奈末金高訓等に従って筑紫に帰国した。24日、天皇が紀伊から戻られた。

〈冬条の原文〉 冬十月甲辰朔戊申【五】、天皇幸吉野宮。癸丑【十】、大唐学問僧智宗等、至于京師。戊午【十五】、遣使者、詔筑紫大宰河内王等曰、饗新羅送使大奈末金高訓等、准上送学生土師宿禰甥等送使之例。其慰勞賜物、一依詔書。乙丑【二二】、詔軍丁筑紫国上陽咩郡人大伴部博麻曰、於天豐財重日足姫天皇七年、救百濟之役。汝為唐軍見虜。洎天命開別天皇三年、土師連富杼・氷連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元宝兒、四人。思欲奏聞唐人計、縁無衣糧、憂不能達。於是、博麻謂土師富杼等曰、我欲共汝、還向本朝、縁無衣糧、俱不能去。願売我身、以充衣食。富杼等、依博麻計、得通天朝。汝独淹滯他界、於今三十年矣。朕嘉厥尊朝愛國、売己顯忠。故賜務大肆、并繩五匹・綿一十屯・布三十端・稻一千束・水田四町。其水田及至曾孫也。免三族課役、以顯其功。壬申【二九】、高市皇子觀藤原宮地。公卿百寮從焉。十一月甲戌朔庚辰【七】、賞賜送使金高訓等、各有差。甲申【十一】、奉勅始行元嘉曆与儀鳳曆。十二月癸卯朔乙巳【三】、送使金高訓等罷歸。甲寅【十二】、天皇幸吉野宮。丙辰【十四】、天皇至自吉野宮。辛酉【十九】、天皇幸藤原觀宮地。公卿百寮皆從焉。乙丑【二三】、賞賜公卿以下、各有差。

注46「天命開別天皇三年」：天智天皇即位三年の意なら、称制では9年。筑紫君薩野馬の帰国は同十年11月条に見える(岩波注)。

注47「唐人計」：未詳。天智称制三年5月には熊津都督府から郭務宗らが来日、天智即位三年には前年末渡唐した河内鯨らが在唐(岩波注)。 ※正木裕氏が「薩夜麻の冤罪」で論考されている。

注48「藤原宮」：八年12月に遷宮(岩波注)。ここでは新益京としていない。

注49「奉勅始行元嘉曆与儀鳳曆」：「元嘉曆」と「儀鳳曆」の併用開始の記事だが、「勅を奉じて」は奇妙。

〈冬条の現代語訳〉 10月5日、天皇は吉野宮へ。10日、大唐の学問僧智宗等が京師に到着。15日、使者を遣わし筑紫大宰河内王等に詔して「新羅の送使大奈末金高訓等への饗応は学生土師宿禰甥等を送ってきた送使の例に準ぜよ。その慰勞と賜物は詔書によれ」と言われた。22日、軍丁で筑紫国八女郡の大伴部博麻に詔

して「齊明天皇七年、百濟救援の役でお前は唐軍の捕虜となった。天智天皇三年、土師連富杼・氷連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元宝の子の4人は唐人の計画を朝廷に奏上しようとしたが、衣食もなく京まで行けないことを憂えた。その時、博麻は富杼等に『自分は皆と一緒に朝廷に行きたいが、衣食もない身では叶わない。どうか私を奴隷に売ってその金を衣食に当ててくれ』と言った。富杼等は博麻のこの計に従い帰国できた。お前一人が異国に30年も留まった。お前が朝廷を尊び、国を思って己を売ってまで忠誠を示したことを朕は喜ぶ。それ故、務大肆の位に合わせて、絁5匹・綿10屯・布30端・稻千束・水田四町を与える。その水田は曾孫まで引き継げ。課役は三代まで免じてその功を顕彰する」と言われた。29日、高市皇子が藤原の宮地を視察、公卿・百寮がお供した。11月7日、送使金高訓等にそれぞれ賞を賜わった。11日、勅を奉じ初めて元嘉暦と儀鳳暦を使用した。12月3日、送使金高訓等が帰途に。12日、天皇は吉野宮に行かれ、14日に帰還された。19日、天皇が藤原の宮地を視察、公卿・百寮がお供した。23日、公卿以下夫々に賞を下賜された。

【トピック】天武紀と持統紀にのみ登場する記事

(1)「百寮進薪」：①天武四年条のみ日付が3日、②「百寮」の有無、③「進薪」と「進御薪」の二通りの記述。

天武四年正月戊申【3】、 百寮諸人初位以上進薪。	天武五年正月甲寅【15】、 百寮初位以上進薪。	持統三年正月戊辰【15】、 文武官人進薪。	持統四年正月壬辰【15】、 百寮進薪。
持統八年正月己亥【15】、 進御薪。	持統九年正月甲午【15】、 進御薪。	持統十年正月戊午【15】、 進御薪。	

(2)「広瀬竜田神」：天武紀に19回、持統紀に17回登場する。

- 1) 天武紀 ①四年条は詳述するが、②五・六年条は通称名となり、③八年条以降は、順序が逆になり「大忌」「風」が脱落した簡易表記に変化している。④二・三年、七年条に記事の抜けがある。⑤全体として、「百寮進薪」記事に比べて日付がバラバラで、他資料からの移入の可能性がありそうだ。

四年癸未【10】、遣小紫美濃王・小錦下佐伯連広足、 <u>祠風神于竜田立野</u> 。遣小錦中間人連大蓋・大山中曾禰連韓犬、 <u>祭大忌神於広瀬河曲</u> 。
五年夏四月戊戌朔辛丑【4】、祭竜田風神・広瀬大忌神。七月壬午【16】、祭竜田風神・広瀬大忌神。
六年秋七月辛酉朔癸亥【3】、祭竜田風神・広瀬大忌神。
八年四月己未【9】、祭広瀬竜田神。七月壬辰【14】、祭広瀬竜田神。
九年夏四月乙巳朔甲寅【10】、祭広瀬竜田神。七月辛巳【8】、祭広瀬竜田神。
十年夏四月己亥朔庚子【2】、祭広瀬竜田神。七月丁丑【10】、祭広瀬竜田神。
十一年夏四月癸亥朔辛未【9】、祭広瀬竜田神。七月壬寅【11】、祭広瀬竜田神。
十二年四月戊寅【21】、祭広瀬竜田神。七月乙巳【20】、祭広瀬竜田神。
十三年四月甲子【13】、祭広瀬大忌神竜田風神。七月戊午【9】、祭広瀬竜田神。
十四年四月丁亥【12】、祭広瀬竜田神。秋七月乙巳朔乙丑【21】、祭広瀬竜田神。
朱鳥元年七月甲寅【16】、祭広瀬竜田神。

- 2) 持統紀 ①元年～三年条(即位前)にこの記事がない、②天武紀と異なり全条が広瀬・竜田神の順、③六年七月条と十一年条は「大忌」「風」を省略、④四・五年条が「祭」で六年条以降は全て「祀」で表記、⑤全条冒頭に「遣使者」を付す、⑥天武紀に比べて全体として丁寧な表記で、天武紀よりも前のような印象。⑥天武紀と同様に「百寮進薪」記事に比べ日付がバラバラで、他資料からの移入の可能性がありそう。

四年夏四月己酉【3】、遣使者祭広瀬大忌神与竜田風神。七月癸巳【18】、遣使者祭広瀬大忌神与竜田風神。
五年四月辛亥【11】、遣使者祭広瀬大忌神与竜田風神。七月甲申【15】、遣使者祭広瀬大忌神与竜田風神。 八月辛酉【23】、遣使者祭竜田風神、信濃須波・水内等神。
六年四月甲寅【19】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。七月甲辰【11】、遣使者祀広瀬与竜田。
七年夏四月丙子【17】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。七月己亥【13】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。
八年四月丙寅【13】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。七月丁酉【15】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。
九年夏四月丙戌【9】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。秋七月戊辰【23】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。
十年夏四月辛巳【10】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。七月戊申【9】、遣使者祀広瀬大忌神与竜田風神。
十一年四月己卯【14】、遣使者祀広瀬与竜田。七月丙午【12】、遣使者祀広瀬与竜田。